

介護老人保健施設 総合補償制度 賠償事故・示談交渉支援サービス

登場!

利用者やご家族とのトラブル…
全部まとめておまかせください!

どうしてくれるの!?
責任をとれ!
誠意をみせてよ!
訴えてやる!



どうしよう…
慰謝料必要かも…
裁判になるのかな…
過失はないのに…



介護老人保健施設 総合補償制度では、早期・円満解決に向けて



「賠償事故・示談交渉支援サービス」(弁護士相談費用に関する特約条項)

を付帯します。(2024年10月20日改定)



一般的な賠償責任保険では、「法律上の賠償責任がある」と判断された場合には保険金が支払われますが、「弁護士への相談費用」等は含まれない(施設の負担となる)場合もあります。

介護老人保健施設総合補償制度なら、
トラブル・事故発生時の相談から、**示談交渉時**まで、
弁護士相談費用等を補償可能です。

※賠償事故・示談交渉支援サービス(弁護士相談費用に関する特約条項)は、総合補償制度の施設基本プラン「賠償事故補償制度」と「利用者傷害見舞金制度」の両方に加入している場合に適用となります。



裏面もご覧ください

公益社団法人 全国老人保健施設協会

事故発生から解決まで

事故発生

対応方針の検討

利用者・
家族への説明・
話し合い

利用者・
家族からの
賠償申し立て

示談交渉

示談成立
(合意・裁判
結審等)

保険金支払

一
般
的
な
賠償責任保険

自己(施設)負担

賠償責任保険・争訟費用
(弁護士委任費用等)

介護老人保健施設
総合補償制度



賠償事故・示談交渉支援サービス

賠償責任保険・弁護士相談費用に関する特約条項

(弁護士への相談費用等)

賠償責任保険・
争訟費用
(弁護士委任費用等*)

利用時も
事故割増引制度の
等級に影響
しません!

* 保険会社が事前に承認した場合に限ります。

弁護士相談費用に関する特約条項

支払限度額

1事故につき **50** 万円、保険期間中 **50** 万円

免責金額

1事故につき **0** 円



ご相談先の
弁護士の
ご紹介も可能です!

※賠償事故・示談交渉支援サービス(弁護士相談費用に関する特約条項)は、総合補償制度の施設基本プラン「賠償事故補償制度」と「利用者傷害見舞金制度」の両方に加入している場合に適用となります。

このチラシは総合補償制度の概要についてご紹介したものです。各保険の内容は別途ご用意しているパンフレット等をご参照ください。またご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細はご契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がありましたら、下記取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ

[取扱代理店]

株式会社全老健共済会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル6階

TEL: 03-5425-6900 FAX: 03-5425-6901

<https://www.roken.co.jp/>

[引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

「老健施設福利厚生会」が 発足しました!

このたび全老健共済会は、老健施設の皆様の福利厚生の充実をはかるため、「老健施設福利厚生会」を立ち上げました。「老健施設福利厚生会」にご加入いただくことで、その老健施設職員の皆様に各種福利厚生サービスをご提供いたします。老健施設職員の皆様のほか、ご加入いただいた法人の職員や関連医療機関・居宅事業所の職員、そしてそのご家族の皆様も対象となりますので、ぜひご加入をご検討ください。

老健施設福利厚生のご提供メニュー

休業補償プラン



住宅メーカー紹介制度



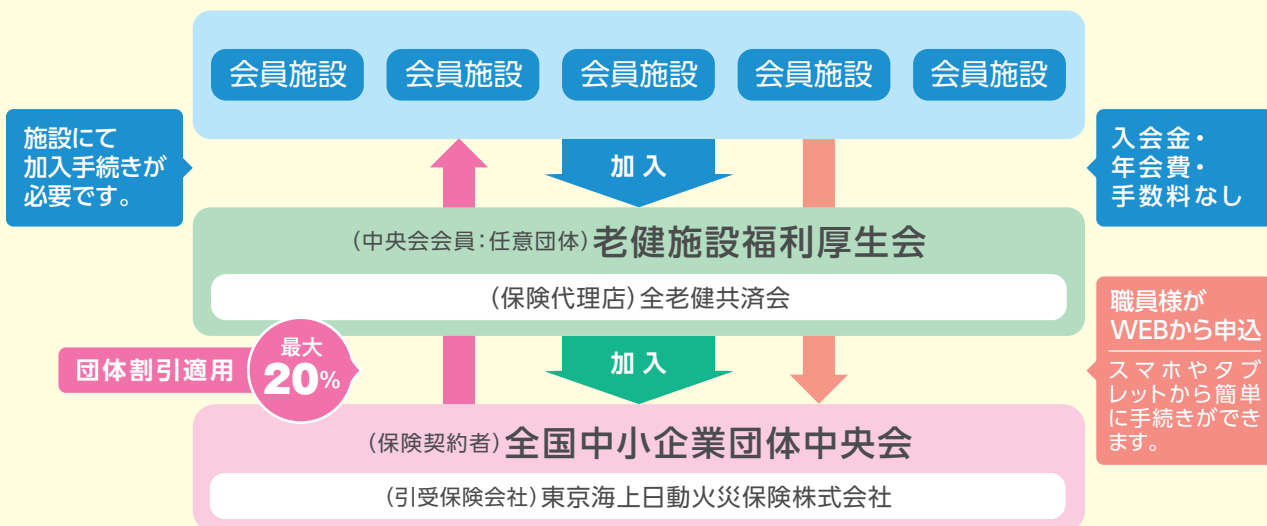
おクルマ購入サポート制度



※今後、さらにメニューの充実をはかります!

休業補償プランの例

制度ご加入のイメージ



「老健施設福利厚生会」にご加入いただき、職員のみなさまの
充実した **福利厚生制度** として、ご活用ください!



中央会の休業補償プラン(団体総合生活保険)

人生100年時代の安心のために
働くすべての人と、そのご家族を守ります

がん補償 医療補償 傷害補償・個人賠償責任補償 長期休業補償
介護補償 携行品損害補償 ホールインワン・アルバイトロス補償

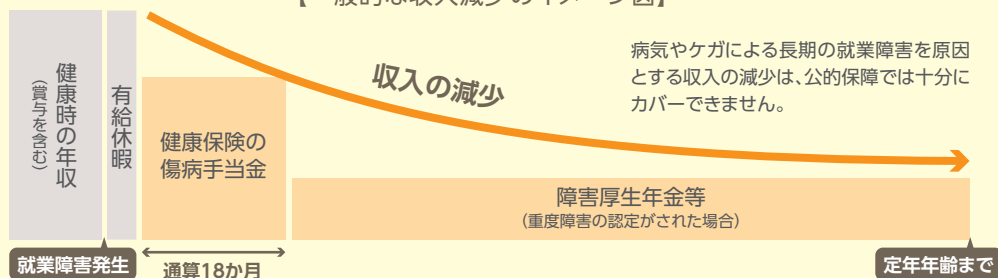
8つの補償を自由に組み合わせ
て申し込むことができます!

1年更新のため、ライフステージにあわせて必要な保険を毎年見直せます。

ご存知ですか?

今注目されている
「長期休業補償」

【一般的な収入減少のイメージ図】



病気やケガによる長期の就業障害を原因とする収入の減少は、公的保障では十分にカバーできません。

「長期休業補償」は、万が一病気やケガで働けなくなってしまった場合の所得の減少を、最長満70歳の誕生日まで補償します。加入口数に応じて毎月お給料のように保険金を受け取ることができます。

※1口あたり補償月額1万円。最大99口まで。平均月間所得(*)の範囲を超えてのお申込みできません。

(*)直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得の平均月額をいいます。詳細はパンフレット等をご覧ください。

Point

精神障害や天災危険も補償

- 所定の精神疾患 うつ病をはじめとするメンタル不調で休業した場合、最長2年間の補償を受けられます。
- 天災危険 地震や噴火、またこれらによる津波などで働けなくなった場合に補償します。



住宅メーカー紹介制度

制度対象の東京海上日動と取引のある提携住宅メーカーをご紹介します。紹介メーカーから建物を購入いただいた場合、購入価格から**1~5%**のお値引きがごございます。

※ご紹介したメーカーでの購入義務はありませんので、お気軽にご相談いただけます。また複数のメーカーからのお見積もりも可能です。



おクルマ購入サポート制度

東京海上日動の幅広いネットワークで信頼できる自動車販売店をご紹介します。安心してマイカー購入のお手続きが進められるように東京海上日動がサポートいたします。

入会金・年会費・手数料等なし! 加入確認書の返送のみで手続き完了

「老健施設福利厚生会」加入確認書をご確認いただき、ぜひ「老健施設福利厚生会」にご加入ください!

※老健施設であっても、「老健施設福利厚生会」にご加入いただいていない場合は、各保険やサービスにお申込みいただけません。

このチラシは団体総合生活保険、住宅メーカー紹介制度、お車購入サポートの概略を紹介したものです。詳細は各パンフレット等をご確認ください。そのほか、保険や制度に関するご相談などございましたら、お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社 全老健共済会内
老健施設福利厚生会
担当: 瀬野・田邊
TEL: **03-5425-6900**

〔受保険会社〕
東京海上日動火災株式会社
医療・福祉法人部
TEL: **03-3515-4143** (9:00~17:00)